



平成 20 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 ク ラ フ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 要
(J A S D A Q コ ー ド 7 4 4 0)
(U R L http://www.kraft-net.co.jp/)
問 合 せ 先 ク ラ フ ト 株 式 会 社
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 経 理 部 長 ・ 井 本 秀 景
電 話 0 3 (3 2 6 5) 9 4 5 6 (代 表)

臨時株主総会及び普通株主による 種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 29 日開催の当社取締役会において、平成 20 年 3 月下旬開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会及び本種類株主総会招集のための基準日の設定について

当社は、平成 20 年 3 月下旬開催予定の本臨時株主総会及び本種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 20 年 2 月 14 日（木）を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって本臨時株主総会及び本種類株主総会において権利を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 基準日 | 平成 20 年 2 月 14 日（木） |
| (2) 公告日 | 平成 20 年 1 月 30 日（水） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
http://www.kraft-net.co.jp/ir/data/koukoku.html |

2. 本臨時株主総会及び本種類株主総会の付議議案等について

当社の平成 19 年 12 月 7 日付プレスリリース(「クラフトフィナンシャルホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」)においてお知らせしましたとおり、当社は、本臨時株主総会において、定款の一部を変更して当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の本社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。上記の定款変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、本種類株主総会の決議が必要となります。そこで、上記 1.に記載のとおり、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上